

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和6年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会
委員長 中 野 ひろゆき

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、普通旅行における日当及び宿泊料の額は、別表の定額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
3,000円	14,800円	13,300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日以前に出発した旅行に対する旅費の支給については、なお従前の例による。